

契約締結内容等の公表について

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号並びに志摩市契約規則第22条の2の規定に基づく公表

発注課	件名	契約日	契約相手方名称	相手方とした理由	備考
介護・総合相談支援課	志摩市介護予防・日常生活支援総合事業生活支援サービス訪問型サービスA（シルバー人材センター）業務委託契約	R5. 4. 1	（公社）志摩市シルバー人材センター	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による契約であり、当該業務にかかる役務の提供が可能であるため。	
スマート改革・資産経営課	公衆トイレ清掃管理業務	R5. 4. 1	（公社）志摩市シルバー人材センター	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による契約であり、当該業務に係る役務の提供が可能であるため。	
都市計画課	大王地区 公園清掃業務	R5. 4. 1	（公社）志摩市シルバー人材センター	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による契約であり、当該業務に係る役務の提供が可能であるため。	
都市計画課	阿児地区 公園清掃業務	R5. 4. 1	（公社）志摩市シルバー人材センター	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による契約であり、当該業務に係る役務の提供が可能であるため。	
都市計画課	木場公園清掃業務	R5. 4. 1	（公社）志摩市シルバー人材センター	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による契約であり、当該業務に係る役務の提供が可能であるため。	
教育総務課	環境整備業務委託（小学校）	R5. 4. 20	（公社）志摩市シルバー人材センター	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による契約であり、当該業務に係る役務の提供が可能であるため。	
教育総務課	環境整備業務委託（中学校）	R5. 4. 20	（公社）志摩市シルバー人材センター	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による契約であり、当該業務に係る役務の提供が可能であるため。	
環境・ごみ対策課	斎場悠久苑草刈業務委託	R5. 5. 17	NPO法人 ふれあい工房	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による契約であり、当該業務に係る役務の提供が可能であるため。	
都市計画課	志摩磯部駅東側広場草抜業務	R5. 5. 17	（公社）志摩市シルバー人材センター	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による契約であり、当該業務に係る役務の提供が可能であるため。	
都市計画課	鵜方駅前広場業務草抜業務	R5. 5. 17	（公社）志摩市シルバー人材センター	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による契約であり、当該業務に係る役務の提供が可能であるため。	
健康推進課	新型コロナワクチン接種会場設営業務	R5. 5. 18	（公社）志摩市シルバー人材センター	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による契約であり、当該業務に係る役務の提供が可能であるため。	
都市計画課	鵜方駅前花壇植栽業務	R5. 6. 1	（公社）志摩市シルバー人材センター	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による契約であり、当該業務に係る役務の提供が可能であるため。	
水道工務課	配水池等清掃業務	R5. 6. 14	（公社）志摩市シルバー人材センター	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第3号による契約であり、当該業務に係る役務の提供が可能であるため。	
志摩支所	施設清掃業務	R5. 8. 1	（公社）志摩市シルバー人材センター	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による契約であり、当該業務に係る役務の提供が可能であるため。	
都市計画課	志摩磯部駅東側広場草抜業務	R5. 8. 21	（公社）志摩市シルバー人材センター	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による契約であり、当該業務に係る役務の提供が可能であるため。	
都市計画課	鵜方駅前広場草抜業務	R5. 8. 21	（公社）志摩市シルバー人材センター	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による契約であり、当該業務に係る役務の提供が可能であるため。	
健康推進課	新型コロナワクチン接種会場設営業務	R5. 9. 14	（公社）志摩市シルバー人材センター	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による契約であり、当該業務に係る役務の提供が可能であるため。	
環境・ごみ対策課	斎場悠久苑草刈業務委託	R5. 9. 26	（公社）志摩市シルバー人材センター	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による契約であり、当該業務に係る役務の提供が可能であるため。	
都市計画課	志摩磯部駅東側広場草抜業務	R5. 12. 4	（公社）志摩市シルバー人材センター	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による契約であり、当該業務に係る役務の提供が可能であるため。	
都市計画課	鵜方駅前広場草抜業務	R5. 12. 4	（公社）志摩市シルバー人材センター	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による契約であり、当該業務に係る役務の提供が可能であるため。	